

流域関連伊勢市公共下水道 事業計画（第5期）区域の 受益者負担金等について



令和2年7月28日（火）

上下水道部
料金課
下水道施設管理課

下水道は、道路や公園のような一般の公共施設とは異なり、整備された区域の方のみが利用できる施設



受益者負担金は、下水道整備区域の土地所有者、権利者等に工事費の一部を負担していただく制度

受益者負担金等の合併調整内容

受益者負担金

受益者負担金の取扱いについては、合併後原則として10年間は、現行のとおりとする。ただし、小俣町、御菌村地域を除く未認可地域の受益者負担金については、現行の算出根拠を基本として、新市において検討する。

公共汚水ます設置基準

負担金の賦課方式の違いから、設置の取扱いについては、受益者負担金と同様の期間、処理区ごとの取り扱いとする。

合併後10年以後の受益者負担金等のあり方

平成27年2月2日 伊勢市下水道事業審議会 答申

- (1) 合併後10年（平成27年10月31日）までに事業着手した区域（第4期事業計画区域まで）は、合併10年以後も「従来どおり」とする。
- (2) 合併10年以後、新たに事業計画区域となる区域（第5期事業以後）は、新市の受益者負担金として「統一」する。
- (3) 公共汚水ます設置の取扱いについても、受益者負担金と同様の取扱いとする。

参考資料

第4期事業計画区域までの受益者負担金

	旧伊勢市	二見町	小俣町	御菌町
賦課方式	面積割	戸割	戸割	戸割
一般住宅等の負担金額	508円/㎡ ※標準世帯の金額約10万円 (60坪の場合)	15万円/戸	8万円/戸 供用開始前 整備分は 2万円/戸	8万円/戸
事業所等の負担金額	同上	同上	上記の戸割額 +事業所加算額	10万円 300㎡を超える 部分は 300円/㎡加算

(1) 賦課方式について

面積割

土地の面積に単位負担金額を乗じて負担金額を算出する方式

$$\text{負担金額} = \text{土地面積} \times \text{単位負担金額}$$

戸割

一戸あたりの負担金額を定額とする方式

$$\text{負担金額} = 1 \text{戸あたり定額}$$

+ 事業所加算等(土地の用途による加算)

(1) 賦課方式について

第5期事業計画区域 **面積割**

- ・ 面積割による賦課方式は、全国の自治体において広く採用されている。
- ・ 世帯数や土地の用途は変動することがあるが、土地の面積は変動することがないため、公平な賦課方式である。

(2) 負担金額について

①対象事業費

管渠整備費のうち国庫補助対象事業費を除く事業費

②算出根拠面積

第5期事業計画区域のうち公道や河川等を除く面積

③負担率

対象事業費のうち受益者が負担する割合

$$\begin{array}{rclclcl} \text{対象事業費} & & \text{算出根拠面積} & & \text{負担率} & & \\ 4,173,827\text{千円} & \div & 272.2\text{ha} & \times & 1/3 & = & 511\text{円}/\text{m}^2 \end{array}$$

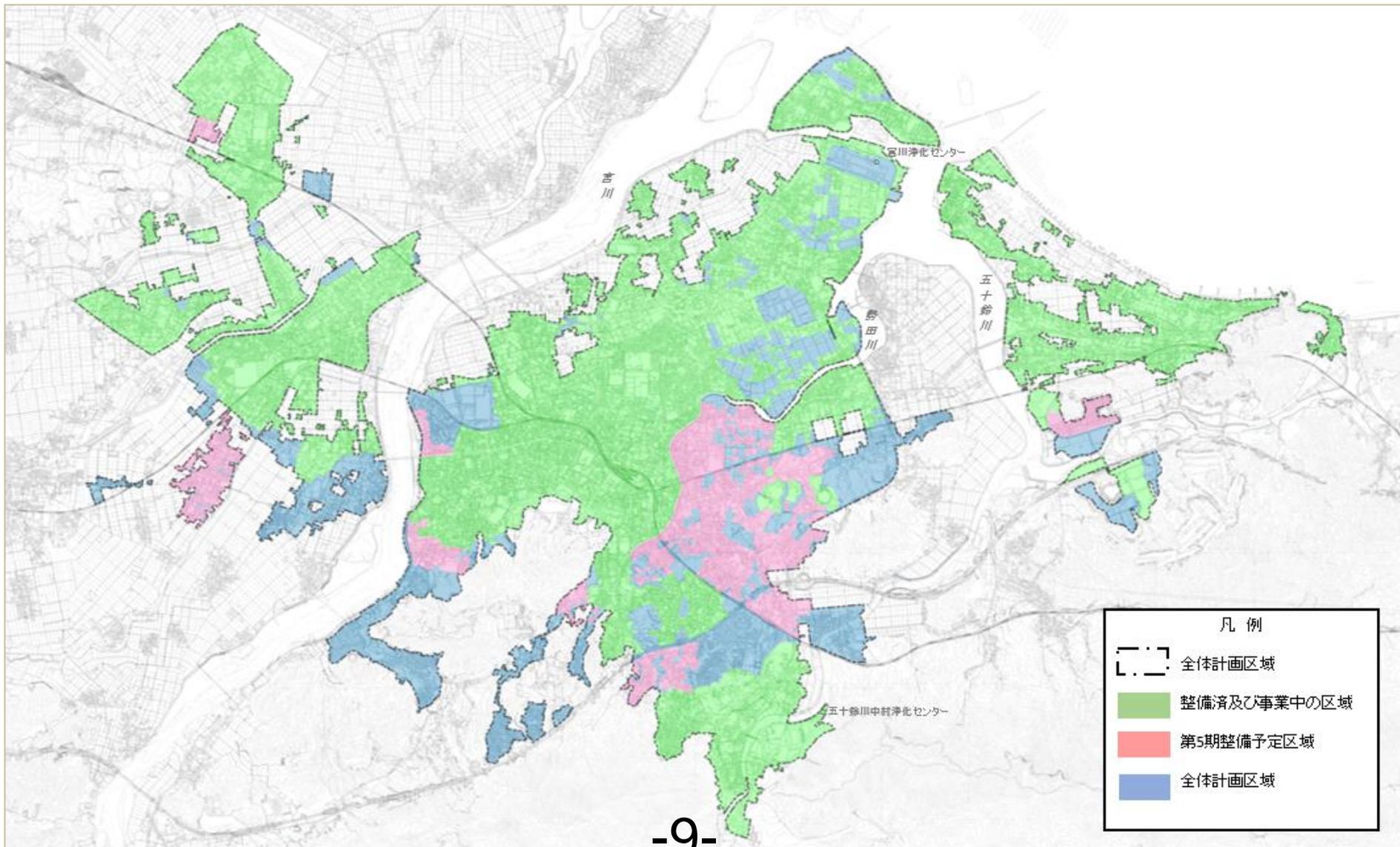
(2) 負担金額について

第5期事業計画区域 **508円/m²**

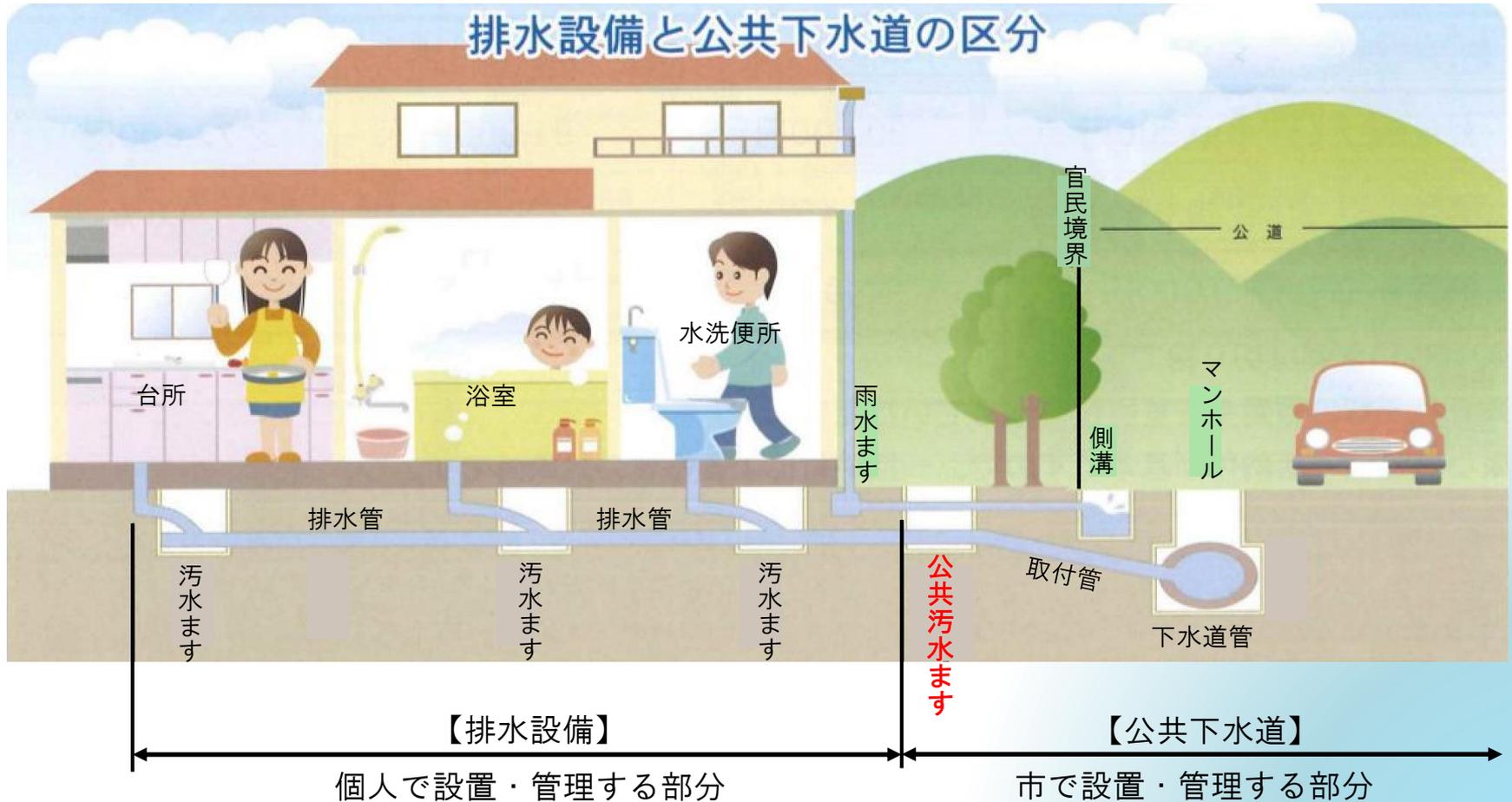
- ・ 算出した負担金額は、第4期事業までの旧伊勢市の負担金額508円/m²と非常に近い結果となった。
- ・ 負担金額を508円/m²とすることによって、事業の継続性を保つことができる。

参考資料

伊勢市公共下水道事業計画区域図

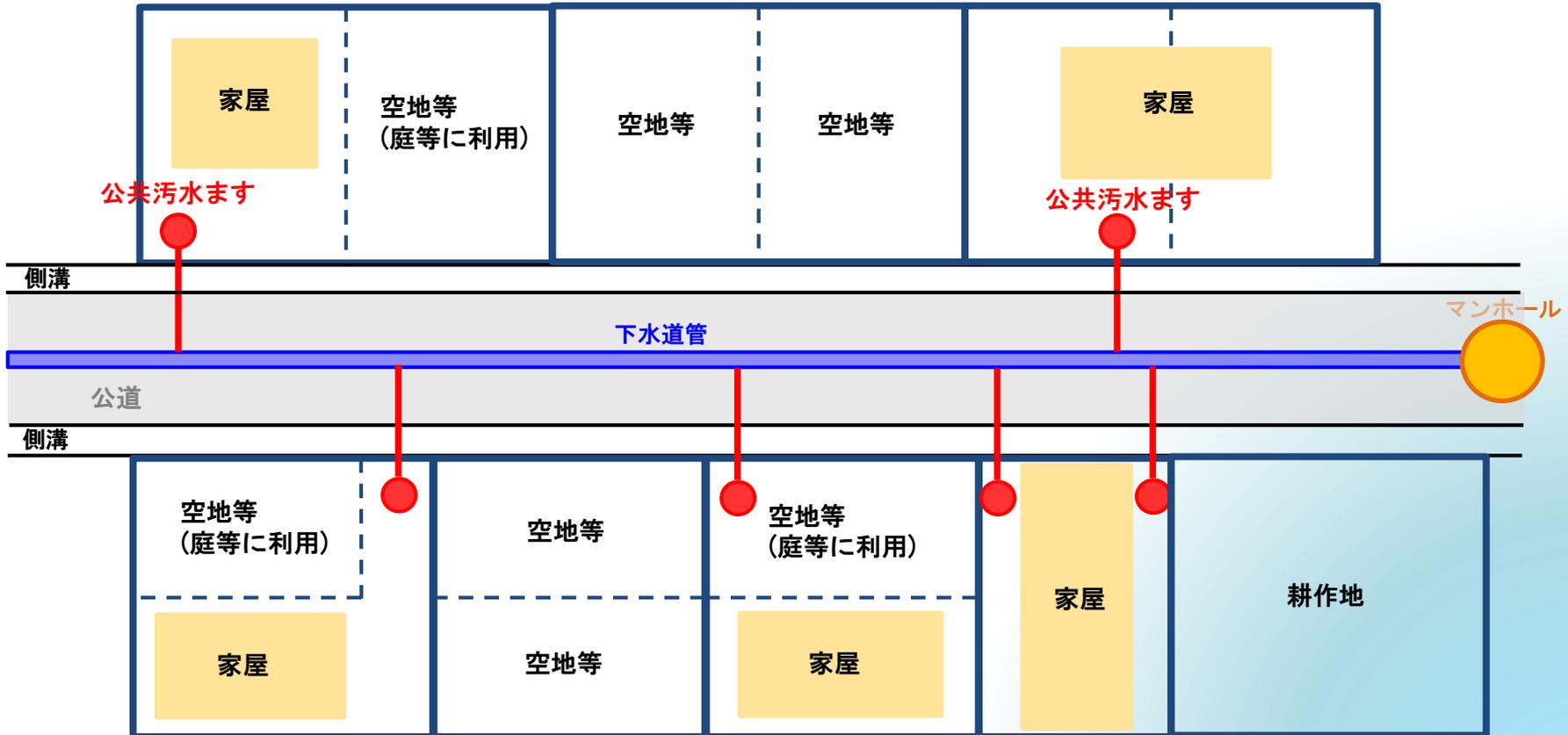


排水設備と公共下水道の区分



公共汚水ますとは

ご家庭の台所、お風呂、洗濯場、洗面所、水洗便所などから出る生活排水（汚水）を道路内の下水道管へ流すために宅地内の排水管との接続部に設ける「ます」のことをいいます。



見直し前

※公共汚水ますの設置基準が4地域で異なる運用
(旧伊勢市、御薊町、二見町、小俣町区域)

設置要綱別表(第2条、第5条関係)

No		旧伊勢市区域	御薊町区域	二見町区域	小俣町区域	要綱
①	空地、耕作地の設置保留の可否	可		不可		第5条第1項
②	本管布設時の追加設置(増設)	公費設置可 (土地500㎡毎に1個増設可)	公費設置可	私費設置		第2条第2項
②	本管布設後の設置(追加増設)	設置保留の土地のみ 公費設置		私費設置		第5条第2項
③	本管布設時の申請の単位	一体利用が可能な一画地			1筆	第2条第1項

見直しのポイント

① 設置保留制度の適用

下水道供用開始区域内の公費設置を市内全域を対象

② 増設要件の見直し

土地の形状や面積等により公費による増設を可能(最大4箇所を上限)

③ 申請単位の見直し

複数の筆に分かれる土地を一体的に利用している場合を一画地として取り扱う

効果

個人負担の軽減
水洗化の促進

見直し後

設置要綱別表(第2条、第5条関係)

No		旧伊勢市区域	御菌町区域	二見町区域	小俣町区域	要綱
①	空地、耕作地の設置保留の可否	可				第5条第1項
②	本管布設時の追加設置(増設)	公費設置可 (土地500㎡毎に1個増設可)				第2条第2項
②	本管布設後の設置(追加増設)	設置保留の土地のみ公費設置				第5条第2項
③	本管布設時の申請の単位	一体利用が可能な一画地				第2条第1項